

# 新しい税制の行方

(平成26年度税制改正大綱 主要関連部分)

**NAKAJIMA  
CERTIFIED  
TAX ACCOUNTANT  
OFFICE**

株式会社 A M T A

中島税理士事務所

〒540-0032 大阪市中央区天満橋京町2番13号 ワキタ天満橋ビル5F

TEL 06-6941-6782 FAX06-6941-6783

**NAKAJIMA CERTIFIED TAX ACCOUNTANT OFFICE**

URL : <http://www.nkj-zei.com>

# 目次

1.	法人税制	2 ~ 5
2.	資産税制（相続・贈与）	6 ~ 8
3.	所得税制	9 ~ 12
4.	消費税制	13
-参考-	平成25年秋の大綱での決定事項 （主要関連部分）	14 ~ 18

# 1. 法人税制

## (1) 復興特別法人税の1年前倒し廃止

復興特別法人税の課税期間※を **1年間前倒しして終了**

→ 経済の好循環の早期実現の観点から、足下の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため

※現行制度

平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の属する事業年度

・ 法人実効税率

(現行) 38.01% → (改正案) **35.64%**

・ 復興特別法人税の課税期間終了後、利子及び配当等に課される復興特別所得税の額は、所得税の額と合わせて、**各事業年度の法人税の額**(現行:復興特別法人税の額) **から控除**。控除しきれなかった金額は、還付する。

# 1. 法人税制

## (2) 交際費等の損金不算入制度の延長・拡充

### 交際費等の損金不算入制度の延長・拡充

→ 下記見直しを行った上で、適用期限を2年延長(平成28年3月31日までの間に開始する事業年度まで延長)

- ① 交際費等の額のうち、**飲食のために支出する費用の額の50%を損金算入**(大法人も対象)
- ② 中小法人に係る損金算入特例(年800万円まで損金算入)について、**上記①との選択適用とし、適用期限を2年延長**

①イメージ図

飲食費			その他交際費
(A) 1人当たり5千円以下	(B) A・C以外の飲食費	(C) 社内接待費	
全額損金算入	<b>Bの50%損金算入</b>	損金不算入	

②イメージ図(※①との選択適用)

1人当たり5千円以下の飲食費	その他交際費
全額損金算入	<b>年800万円まで損金算入</b>
	全額損金不算入

※ 飲食費が年1,600万円超の場合、①が有利。

当資料は、平成25年12月12日自由民主党・公明党発令の平成26年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成26年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

# 1. 法人税制

## (3) 地方法人課税の偏在是正

消費税率8%の段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、下記見直しの実施。

- ・法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方法人税(仮称)を創設して、その税込額を地方交付税原始とする。
- ・臨時の措置として導入されている地方法人特別税・譲与税について、1/3の規模を法人事業税に還元する。

### ① 法人住民税法人税割の税率の改正(平成26年10月1日以後開始事業年度から適用)

	現行		改正案		引下幅
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率	
道府県民税法人税割	5.0%	6.0%	3.2%	4.2%	▲1.8%
市町村民税法人税割	12.3%	14.7%	9.7%	12.1%	▲2.6%

### ② 地方法人税(国税)(仮称)の創設(平成26年10月1日以後開始事業年度から適用)

地方法人税(仮称)を創設(税率4.4%:①による引下げ分相当。課税標準は各事業年度の法人税額)

# 1. 法人税制

## (3) 地方法人課税の偏在是正

### ③ 地方法人特別税の税率の改正(平成26年10月1日以後開始事業年度から適用)

	現行	改正案
外形標準課税適用対象法人	148%	67.4%
外形標準課税適用対象法人以外	81%	43.2%
収入金額課税法人	81%	43.2%

### ④ 法人事業税(所得割及び収入割に限る)の標準税率の改正 (平成26年10月1日以後開始事業年度から適用)

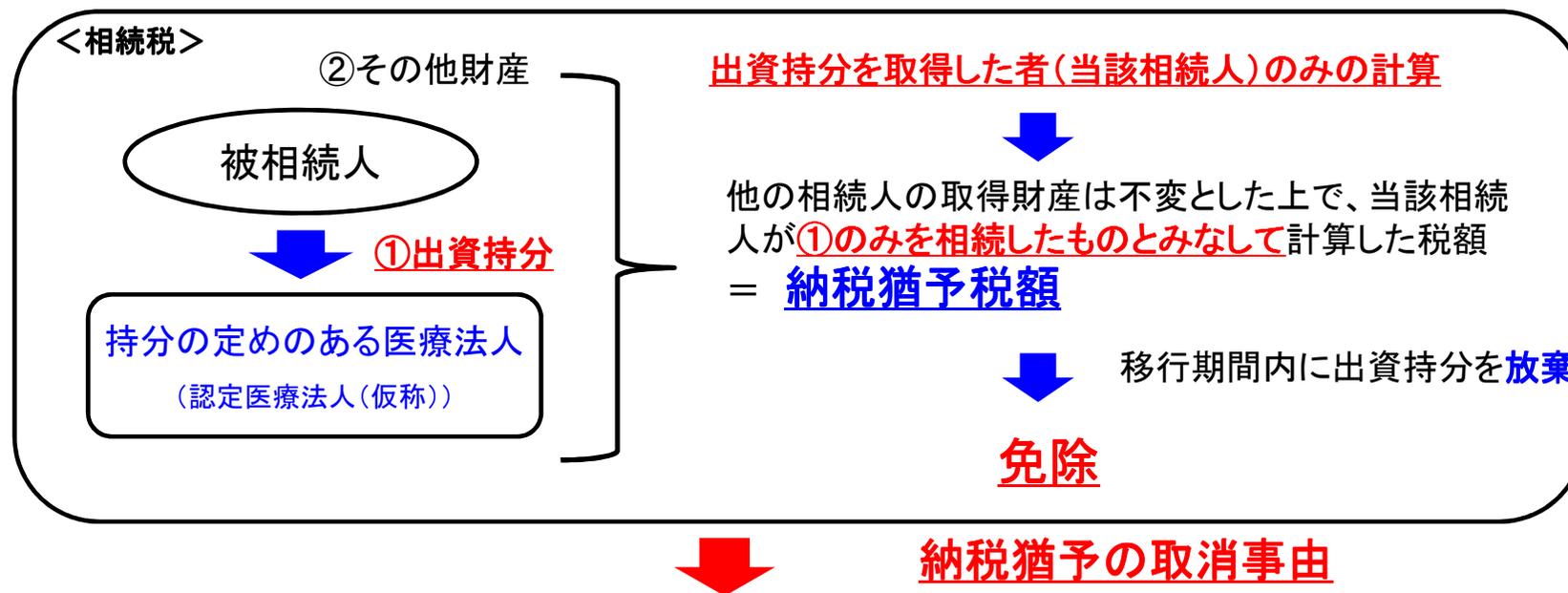
		所得金額	現行	改正案
外形標準課税適用対象法人	所得割	年400万円以下	1.5%	2.2%
		年400万円超年800万円以下	2.2%	3.2%
		年800万円超	2.9%	4.3%
外形標準課税適用対象法人以外	所得割	年400万円以下	2.7%	3.4%
		年400万円超年800万円以下	4%	5.1%
		年800万円超	5.3%	6.7%
特別法人	所得割	年400万円以下	2.7%	3.4%
		年400万円超	3.6%	4.6%
収入金額課税法人	収入割	-	0.7%	0.9%

当資料は、平成25年12月12日自由民主党・公明党発令の平成26年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成26年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

## 2. 資産税制（相続・贈与）

### (1) 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の創設

（移行計画（仮称）の認定制度施行日以後の相続・贈与に係る相続税・贈与税から適用）



移行期間内に持分の定めのない医療法人に移行しない場合、認定の取消し、持分の払戻し等の事由が生じた場合 ⇒ 猶予税額全額  
基金拠出型医療法人(仮称)に移行した場合 ⇒ 基金拠出対応部分の猶予税額

※ 認定医療法人(仮称)とは、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律に規定される移行計画(仮称)について、認定制度の施行の日から3年以内に厚生労働大臣の認定を受けた医療法人

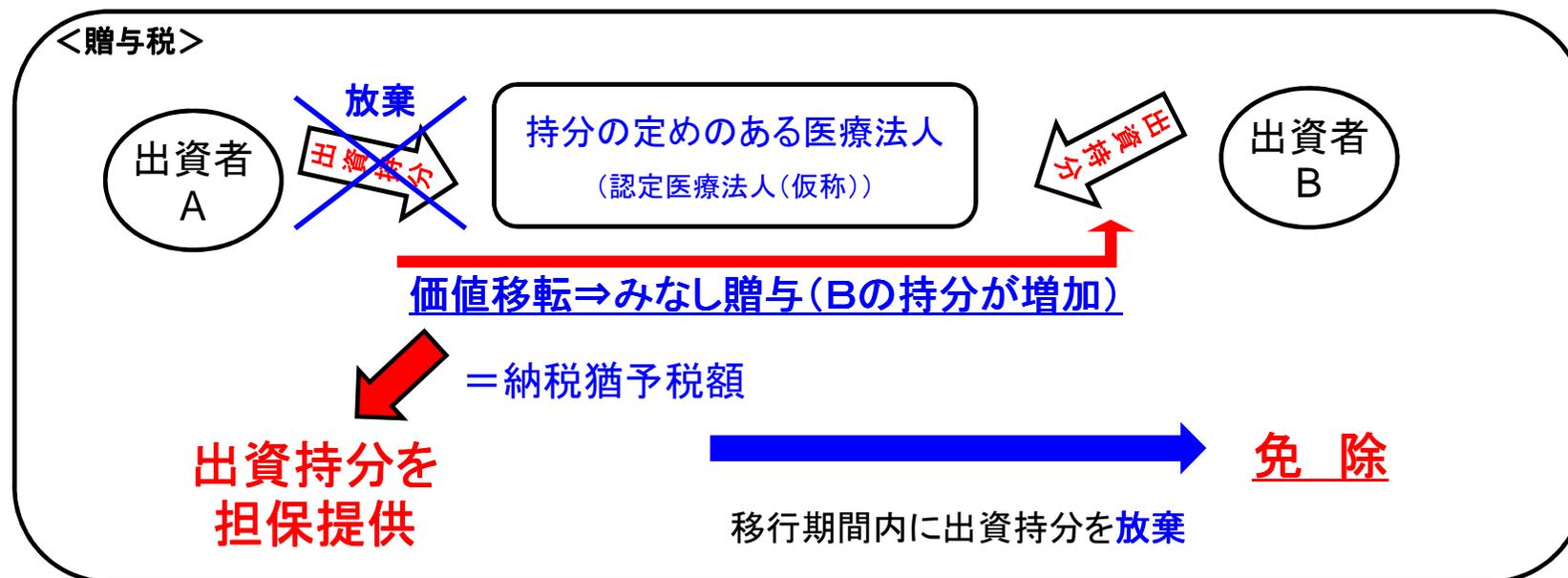
**制度自体が完備されていない為、今後の整備状況の確認が必要となります。**

当資料は、平成25年12月12日自由民主党・公明党発令の平成26年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成26年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

## 2. 資産税制（相続・贈与）

### (1) 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の創設

（**移行計画(仮称)の認定制度施行日以後**の相続・贈与に係る相続税・贈与税から適用）



### 納税猶予の取消事由

移行期間内に持分の定めのない医療法人に移行しない場合、認定の取消し、持分の払戻し等の事由が生じた場合 ⇒ 猶予税額全額  
基金拋出型医療法人(仮称)に移行した場合 ⇒ 基金拋出対応部分の猶予税額

※ 認定医療法人(仮称)とは、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律に規定される移行計画(仮称)について、認定制度の施行の日から3年以内に厚生労働大臣の認定を受けた医療法人

**制度自体が完備されていない為、今後の整備状況の確認が必要となります。**

当資料は、平成25年12月12日自由民主党・公明党発令の平成26年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成26年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

## 2. 資産税制（相続・贈与）

### (2) みなし相続財産（退職手当金等）の拡大

退職手当金等の非課税限度額 = **500万円** × 法定相続人の数



**対象額の拡大**

○ **小規模共済**加入者の死亡に伴い支給される一時金  
(小規模企業共済法施行令の改正を前提)

○ 法改正により国家(地方)公務員共済・私立学校教職員共済に**創設される退職等年金給付のうち**、共済組合員等の死亡に伴い支給される一時金等

**直近の税制改正では、珍しい納税者有利な内容である為、制度未加入者は要検討**

当資料は、平成25年12月12日自由民主党・公明党発令の平成26年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成26年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

### 3. 所得税制

#### (1) 給与所得控除の再見直し

平成25年分からの改正に引き続き、高給与所得者の税負担が年々増加傾向へ

	現行(平成25年より)	平成28年分より	平成29年分より
給与収入額	1,500万円～	1,200万円～	1,000万円～
給与所得控除額の上限	245万円	230万円	220万円
住民税の適用	平成26年分より	平成29年分より	平成30年分より

※従来の給与所得控除額は、収入額1,000万円超については、(給与収入額×5%+170万円)



(例) 給与収入2,000万円の増加税額

	平成25年～	平成28年～	平成29年～
改正(平成24年)前との水準比	25万円×税率	40万円×税率	50万円×税率

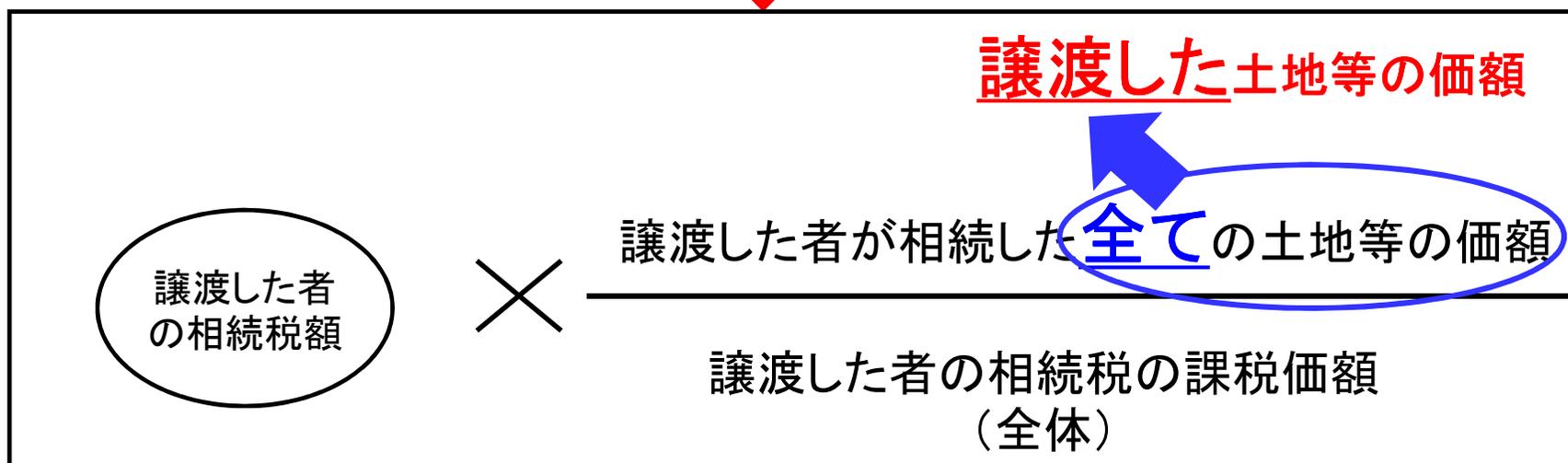
※上記税率については、各人の控除項目等により変動しますが、影響としては、約43%程度が見込まれます。

当資料は、平成25年12月12日自由民主党・公明党発令の平成26年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成26年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

### 3. 所得税制

#### (2) 取得費加算(相続税)特例の縮小

相続等をした土地等について、相続開始後3年10ヶ月以内に譲渡した場合において、取得費に加算する相続税相当額が縮小されます。  
(平成27年1月1日以降に開始する相続等により取得した資産の譲渡から適用)



相続税納税資金として、土地等の譲渡を検討した場合には、手取り額が減少する可能性があります。

### 3. 所得税制

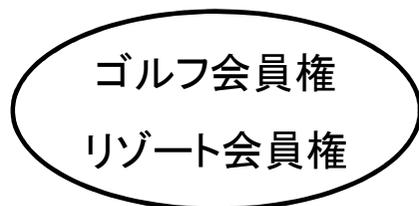
#### (3) ゴルフ会員権の売却損の損益通算が廃止(平成26年4月1日以降)

(従来) 通常生活に必要でない資産 → 譲渡損失の損益通算及び雑損控除の適用は不可



(平成26年4月以降) ゴルフ会員権・リゾート会員権などが、上記範囲に追加されることに！！

(主として、趣味、娯楽、保養又は、鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産)



~~他の所得との損益通算可能~~

~~雑損控除の適用可能~~

平成26年4月以降不可

損益通算等の期限が迫っている為、要注意！！

### 3. 所得税制

#### (4) 居住用財産の譲渡の特例

<売却益が出た場合>

○特定の居住用財産の買換及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例

譲渡対価の要件… **1.5億円まで**  **1億円まで**  
(平成25年12月31日まで) (平成27年12月31日まで)

<売却損が出た場合>

○居住用財産の買換等の場合の譲渡損失の繰越控除等の特例

○特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の特例

各条件をそのまま… **2年間延長** (平成27年12月31日まで)

当資料は、平成25年12月12日自由民主党・公明党発令の平成26年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成26年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

## 4. 消費税制

### (1) 簡易課税制度のみなし仕入率の見直し(平成27年4月1日以後開始課税期間から適用)

- ・**金融業及び保険業**を第5種事業とし、みなし仕入率を**50%**(現行60%)とする。
- ・**不動産業**を第6種事業とし、みなし仕入率を**40%**(現行50%)とする。

【現行】

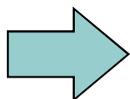
	卸売業	小売業	製造業等	金融・保険業・飲食店業等	運輸通信業・サービス業等 不動産業
事業区分	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%

【改正案】

	卸売業	小売業	製造業等	飲食店業等	金融・保険業	運輸通信業 サービス業等	不動産業
事業区分	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種	
みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%	40%	

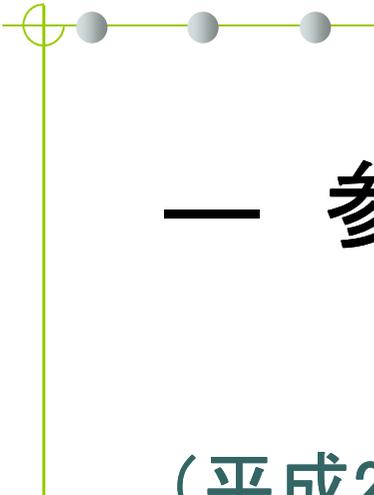
### (2) 軽減税率導入について

- ・税率10%時に導入予定(**平成27年10月1日の10%引上げ予定時か10%引上げ後かは未定**)



与党税制協議会において、対象品目の選定等について検討し、**平成26年12月までに結論を得て、与党税制改正大綱を決定する予定。**

当資料は、平成25年12月12日自由民主党・公明党発令の平成26年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成26年3月予定)で変更が生じる可能性があります。



## — 参 考 —

(平成25年)秋の大綱(民間投資活性化等のための  
の税制改正大綱)での決定事項

(主要関連部分)

# 1. 法人税制

## (1) 生産性向上設備投資促進税制の創設

### 特別償却・税額控除制度の創設

→ 先端設備導入、生産ラインやオペレーションの刷新・改善のための設備投資を、**特別償却又は税額控除**という優遇措置で支援。

産業競争力強化法の施行日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までの間に生産性向上設備等のうち、一定規模以上のものを取得等し、事業の用に供した場合に適用。

	内容
対象法人	青色申告書を提出する法人
適用要件	適用期間中に取得した生産性向上設備等※1のうち、下記規模以上のものを取得等し、国内において事業供用したこと ・機械装置:1台又は1基の取得価額が <b>160万円以上</b> のもの ・工具及び器具備品:それぞれ1台又は1基の取得価額が <b>120万円以上</b> のもの(それぞれ1台又は1基の取得価額が <b>30万円以上</b> で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が <b>120万円以上</b> のものを含む。) ・建物、建物附属設備及び構築物:それぞれ一の取得価額が <b>120万円以上</b> のもの(建物附属設備については、一の取得価額が <b>60万円以上</b> で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が <b>120万円以上</b> のものを含む。) ・ソフトウェア:一の取得価額が <b>70万円以上</b> のもの(一の取得価額が <b>30万円以上</b> で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が <b>70万円以上</b> のものを含む。)
特別償却	産業競争力強化法施行日から平成28年3月31日までの取得等: <b>取得価額 × 100% (普通償却限度額との合計で)</b> 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの取得等: <b>取得価額 × 50% (建物・構築物は25%)</b>
税額控除※2	産業競争力強化法施行日から平成28年3月31日までの取得等: <b>取得価額 × 5% (建物・構築物は3%)</b> 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの取得等: <b>取得価額 × 4% (建物・構築物は2%)</b>

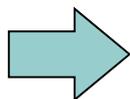
※1 先端設備及び生産ラインやオペレーションの改善に資する設備として産業競争力強化法に規定するもの。

※2 法人税額の20%を上限とする。

# 1. 法人税制

## (2) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除の延長・拡充

- ・中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、**適用期限を3年延長**(平成29年3月31日までの期間内に取得・事業供用)
- ・産業競争力強化法の制定に伴い、中小企業者等が同法施行日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までの間に取得等をした特定機械装置等のうち生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備等に該当するものについては、**即時償却(普通償却限度額との合計で)が可能となる。**(現行:30%の特別償却)
- ・**中小企業者等**(現行:特定中小企業者等※)は、即時償却と、その特定機械装置等のうち生産性向上設備等に該当するものの**取得価額の7%(特定中小企業者等は10%:現行7%)の税額控除との選択適用が可能となる。**



- ・**税額控除を利用可能な法人を拡大(現行:資本金3,000万円まで→1億円まで)**
- ・**資本金3,000万円までの法人に対して税額控除割合を上乗せ(現行7%→10%)**

※ 特定中小企業者等:資本金の額若しくは出資金の額が3,000万円以下の法人等で青色申告書を提出するもの

# 1. 法人税制

## (3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の延長 (平成28年3月31日までの2年間の延長)

	取得価額	償却方法	
中小企業者等のみ	30万円未満	全額損金算入	合計300万円まで
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却	
	10万円未満	全額損金算入	

## (4) 研究開発促進税制(上乘せ部分)の3年延長

試験研究費の増加額に係る税額控除に、下記見直しを実施した上で、適用期限を3年延長  
(平成29年3月31日までの間に開始する各事業年度まで3年間の延長)

	現行	改正案
要件	試験研究費の額 > 比較試験研究費の額 かつ 試験研究費の額 > 基準試験研究費の額	増加試験研究費の額 > <b>比較試験研究費の額 × 5%</b> かつ 試験研究費の額 > 基準試験研究費の額
控除額	増加試験研究費の額 × 5%	増加試験研究費の額 × <b>最大30%※</b> <b>(※増加割合が30%未満の場合は、増加割合)</b>

# 1. 法人税制

## (5) 所得拡大促進税制の延長・拡充

所得拡大促進税制に、下記見直しを実施した上で、適用期限を2年延長

- ・雇用者給与等支給増加割合の要件(現行5%以上)についての見直し
- ・平均給与等支給額に係る要件についての見直し

	内容
対象法人	青色申告書を提出する法人
適用年度	平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度
適用要件	①雇用者給与等支給額が基準事業年度の雇用者給与等支給額と比較して下記の割合以上増加 ・平成27年4月1日以前に開始する適用年度: <b>2%以上</b> ・平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する適用年度: <b>3%以上</b> ・平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する適用年度: <b>5%以上</b> ②雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額以上であること ③ <b>継続雇用者の</b> 平均給与等支給額が前事業年度の <b>継続雇用者の</b> 平均給与等支給額を上回ること
税額控除	雇用者給与等支給増加額×10%(法人税額の10%:中小企業者等は20%を限度)
国内雇用者	法人の使用人(役員及び役員の特典関係者を除く。)のうち国内の事業所に勤務する雇用者をいう。
給与等支給額	各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。
基準事業年度	平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度をいう。

※雇用促進税制との選択適用

## ご案内

私共は、クライアント様の目指す将来構想の達成(Achieve)の為の財務的な手段(Means)を構築し、提供することを事業理念としております。

その夢を実現して頂く為に、

「現時点では、どのような財務状況になっているのか」(現状分析)

「どのような手段を活用することが望ましいか」(手段の検討)

「経済環境の変化などに、どのように対応していくべきか」(対策のメンテナンス)

を検討・実践し、従来型税理士業務のひとつでもある「記帳代行」「申告書作成」業務の枠を超えて、クライアント様の繁栄に寄与していきたいと考えております。

### 《株式会社AMTA (A Means To Achieve) 業務内容》

- ・事業承継対策策定
- ・予測損益、キャッシュフロー会計コンサルティング
- ・非上場会社株価算定コンサルティング
- ・事業計画策定コンサルティング
- ・組織再編策定コンサルティング
- ・資産承継(相続)対策策定(物納支援)
- ・各種セミナー講師

### 《中島税理士事務所 業務内容》

- ・法人税申告業務
- ・所得税申告業務
- ・相続税申告業務
- ・その他各税目申告業務
- ・予測損益、キャッシュフロー会計コンサルティング
- ・月次決算支援業務

・お問い合わせは、お気軽に表紙連絡先又は、HPアドレス(URL:<http://www.nkj-zei.com>)からアクセスして下さい。